

高浜町有害鳥獣追い払い器具購入事業補助金要綱

(目的)

第1条 この事業は、耕地に侵入する鳥獣を追い払うことにより、農作物の食害等を防止し農家の耕作意欲の高揚を図ることを目的とし、この要綱の定めるところにより有害鳥獣追い払い器具購入費を補助する。

(事業実施基準)

第2条 本事業の事業実施基準は次のとおりとする。

- (1) 原則として5年以上の使用に耐えるものとし、追い払い器具本体及び付属品の購入費用についてのみ補助対象とし、消耗品は対象外とする。
- (2) 補助対象事業費の上限は40,000円以内とし、補助金額は補助対象事業費の1/2以内とする。

(補助金の交付申請)

第3条 補助金の交付を受けようとする者(農家組合長又は同等とみなされる代表者)は、補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、町長に事前に提出しなければならない。

- (1) 見積書の写し
- (2) 購入予定物品のカタログ等

(補助金の交付指令)

第4条 町長は、前条の規定にある補助金交付申請があったときは、審査の上当該申請者に対し補助金交付指令書(様式第2条)を交付する。

(完了報告)

第5条 申請者は、追い払い器具購入後、完了報告書(様式第3号)に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 領収書または請求書の写し
- (2) 購入物品のカタログ等
- (3) 完了写真
- (4) その他

(補助金の確定)

第6条 町長は、前条の完了報告書を受けたときは、申請内容に適合するものであるかどうかを検査し、適合すると認めるときは補助金の額を確定し申請者に通知するものとする。

- 2 前項の補助金の確定額は、追い払い器具購入に要した経費の実支出額と、第2条に規定する事業実施基準から算出した金額とのいずれか低い額とする。
- 3 申請者は、第1項の通知を受けたときは、補助金交付請求書(様式第4号)を町長に提出しなければならない。
- 4 町長は、前項の請求書を受けたときは、その日から30日以内に補助金を申請者に支払うものとする。

(実施検査)

第7条 町長は、必要に応じ業務執行の状況を随時検査する。

(補助金の還付等)

第8条 補助金交付の指令を受けた者又は補助金の交付を受けたものが次の各号の一に該当する場合は、町長は、補助金交付の指令を取消し、又はすでに交付した補助金の全部若しくは一部の還付を命ずる。

- (1) この要綱に違反したとき。
- (2) 補助金交付の条件に違反したとき。
- (3) 購入した追払い器具が不相当と認めるとき。
- (4) 補助金を受け購入した追払い器具を、5年以内に廃棄したとき。
- (5) 補助金を受け購入した追払い器具を、5年以内に他に流用したとき。
ただし、町長が適正であると認めた場合はこの限りではない。

(廃止)

第9条 この要綱は、第1条の目的が達成されたときに廃止する。

付 則

この要綱は、平成18年 4月 1日から適用する。